

Miyoshi City News Release



令和6年1月16日

令和6年1月定例記者会見

三次市職員の副業について

三次市職員の副業について、次のとおり許可基準を整理し、令和6年1月16日から運用を開始しますのでお知らせします。

1 目的

職員が副業として、積極的に地域貢献活動等を行えるよう、許可基準の明確化を行う。

2 主な内容

- (1) 副業の許可基準の明確化
- (2) 年次有給休暇等による活動も対象
- (3) 想定される活動例を典型的に明示
- (4) 職務遂行に影響を与えないため、従事可能時間の上限を設定

3 導入効果・許可要件等

別紙のとおり



広島県三次市

総務部 総務課 職員係 (担当:藤本・中村)

TEL:0824-62-6105 FAX:0824-62-6137

三次市職員の副業について ～地域に飛び出す職員を応援～

総務部総務課

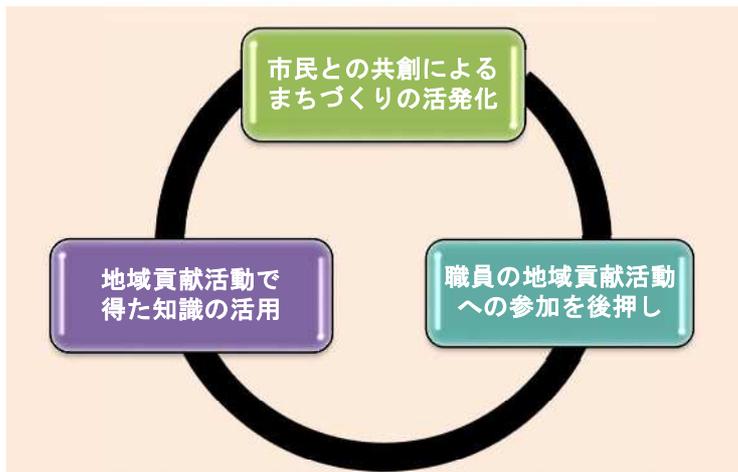
1 制度の概要

職員が団体等の役員に就任する場合や報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合には、地方公務員法第38条第1項の規定により、任命権者の許可が必要とされ、この規定に基づき、可否の審査を行っている。

しかしながら、明確に示された基準がなく、職員が副業及び地域貢献活動等に躊躇していることも想定される。

職員が副業として、積極的に地域貢献活動等を行えるよう許可基準の明確化を行う。

2 導入効果イメージ



3 対象活動・許可要件等

対象活動	地域貢献活動等であり、自営で行う又は報酬を伴うもの。
許可要件	○本来の職務遂行に支障がないこと ○活動団体等との間に特別な利害関係が生じるおそれがないこと ○宗教的活動、政治的活動、法令に反する活動でないこと ○報酬は地域貢献活動として許容できる範囲内であること
具体例	○地域で取り組んでいる農産物の生産活動（収穫、圃場管理作業等） ○地域と連携して行う地域ブランド化や空き家対策 ○地域の担い手不足解消や交流拡大に繋がるもの ○こどもの健全育成に関する活動（スポーツ少年団指導等）

4 主な変更点

- 許可基準の明確化
 - その活動が副次的に広く不特定多数の利益の増進に寄与すること
 - 従事者数が不足しており、社会的な需要が高いこと（民間の就業を阻害しないこと）
- 年次有給休暇等による活動申請も許可対象
- 想定される活動例を典型的に明示
- 心身の著しい疲労により職務遂行に影響を与えないため、従事可能時間の上限を設定
原則、週8時間又は1か月30時間以内、平日勤務日は1日3時間以内